

京都市上下水道局告示第53号

下水道法第9条第1項の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成21年3月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 下水を排除すべき区域

- (1) 左京区北白川瓜生山町の一部
- (2) 東山区今熊野泉山町、劔ノ宮町のそれぞれの一部
- (3) 東山区福稲高原町の一部
- (4) 伏見区桃山町因幡、大島のそれぞれの一部

2 供用開始の日

平成21年3月10日

3 排水施設の位置

- (1) 左京区北白川瓜生山町の一部
- (2) 東山区今熊野泉山町、劔ノ宮町のそれぞれの一部
- (3) 東山区福稲高原町の一部
- (4) 伏見区桃山町因幡、大島のそれぞれの一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

- (1) 分流
- (2) 合流
- (3) 合流
- (4) 分流

5 終末処理場の位置及び名称

- (1) 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地
鳥羽水環境保全センター
- (2) 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地
鳥羽水環境保全センター
- (3) 京都市伏見区横大路千両松町255番地
伏見水環境保全センター
- (4) 京都市伏見区石田西ノ坪2番地
石田水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)